

仕 様 書

品名 マスコンパレータ（電子式質量比較器）

- 基準器検査規則第 83 条で定める一級基準分銅の校正に使用できるマスコンパレータ（電子式質量比較器）であること。
- センタリングパンも納入すること。ただし、本体に同等機能を有する機器であれば不要であること。
- 風防（インナー風防）は不要であること。
- 既設機器を岩手県計量センター基準器室内（設置部屋）の指定場所に移動し、新機器の設置を行うこと。

<機器仕様>

- ・ひょう量 30kg 以上
- ・最小表示（目量） 10 mg 以下

※ 平成 27 年 4 月 1 日経済産業省告示第 64 号により、目量（最小表示）が基準器公差の 1/5 以下であることを求められているもの。

確認・校正する分銅		左の分銅の基準器公差	基準器公差の 1/5	公差確認のために必要な目量
上限	20kg	300mg	60mg	10mg
下限	10k g	150mg	30mg	10mg

（すべて 1 級基準分銅を想定した場合の表であること）

【参考機種：MCM60K2（ザルトリウス社製）】

<納入場所>

岩手県計量センター（岩手県盛岡市向中野一丁目 1 2 - 1 0）

※ 納入場所は職員が常駐していないため、納入日については、事前に担当者と協議のうえ、決定すること。

<納期>

令和 8 年 1 月 30 日（金）

<担当者>

岩手県商工労働観光部商工企画室管理担当（電話：019-629-5528）